

# 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

## [令和3年8月5日開催 主要行等]

### 1. 緊急事態宣言を踏まえた事業者支援の徹底について

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、7月12日より、東京都が緊急事態宣言の対象地域に追加されるなど、感染拡大に伴う影響が懸念される所であり、引き続き、感染拡大防止に努めていただくとともに、事業者のニーズを能動的に確認して、最大限柔軟な資金繰り支援を行っていただくようお願いしたい。

### 2. 令和3年7月1日からの大雨にかかる災害等に対する金融上の措置について

- 令和3年7月1日からの大雨にかかる災害等により、被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今回の災害に対し、静岡県、鳥取県、島根県及び鹿児島県に災害救助法の適用がなされ、これを受け、東海財務局、中国財務局及び九州財務局より「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出させていただいた。被災地で営業している金融機関におかれては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。

#### 【参考】

- 7月5日：東海財務局から静岡県内の金融機関に対して、金融上の措置要請を发出済み
- 7月9日：中国財務局から鳥取県及び島根県内の金融機関に対して、金融上の措置要請を发出済み
- 7月12日：九州財務局から鹿児島県内の金融機関に対して、金融上の措置要請を发出済み

### 3. 今事務年度の大手銀行グループへのモニタリングについて

- 金融機関は総じて充実した財務基盤を有し、金融システムは総体として安定している。また、政府・日本銀行による政策の下支えもあり、これまでのところ与信費用の発生は抑制されている。

他方、新型コロナウイルス感染症に関する不確実性が継続しており、こうした中での金融仲介機能の発揮状況や、その基盤となる財務の健全性についての、深度ある対話を継続する。特に、貸出が集中し、感染症の影響を大きく受けている業種・事業者の状況について、重点的に実態把握を行う。その上で、資金繰り支援や資本金の提供といった事業者への支援の状況について対話を通じて、確認していく。

- 今後の与信費用の発生や金融市場の変調といった潜在的なリスクの顕在化が金融機関の健全性に与える影響については、フォワードルッキングな観点から対話を実施していく必要がある。

こうした観点から、リスク管理態勢等に関する水平的な実態把握・検証の取組みを強化する。近年低水準で推移している貸倒れの将来的な増加など、国内外の経済環境が変化した場合における内部格付や引当のプロセスの有効性について、金融機関と対話していく。また、各金融機関の運用・調達方針についてタイムリーに把握し、金融市場の変動が各金融機関の財務の健全性や金融システムに与える影響を分析するとともに、市場や外貨流動性に係るリスク管理態勢の高度化について対話する。

- 金融機関は、人口減少や高齢化、低金利環境の継続といった構造的な課題に引き続き直面している。こうした中、銀行・信託・証券といった業態の垣根を超えた金融サービスの提供や非金融業種との連携の進展などにより、非伝統的な事業の重要性が高まっている。また、金融機関による IT・デジタル技術の利活用の進展は、サービスの質や収益力の向上に資すると期待されている。

こうしたビジネスモデルの変化とそれに対応しうるガバナンスの構築に係る対話を更に進める。特に、海外企業の買収や拠点拡大により統治構造が複雑になっていることや、証券子会社等を通じてリスクの高い取引が行われている実態を踏まえ、グローバルでの経営を支える IT・システム・会計等の

在り方や、グループ・グローバルのリスク管理枠組みの有効性について対話していく。また、グループの収益における証券業務の比重の高まりや、IT・デジタル技術の利活用の進展も踏まえ、専門性の高い分野を含む業務執行・統治の在り方についても、取締役会等による業務執行に対する監督の実効性や、経営人材の育成・選任プロセスを含めて対話していく。

#### 4. 外国人顧客対応について

- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえ、外国人顧客に対する金融サービスの利便性向上に向けて、預金取扱金融機関による円滑な口座開設や多言語対応の充実等の取組みをより一層推進すべく、今般、金融機関が外国人顧客対応を行う際に留意すべき事項、及び各金融機関が取り組んできた好事例を取りまとめ、6月29日、公表した。
- 「外国人顧客対応にかかる留意事項」は、金融機関が外国人顧客対応を行う際に留意すべき事項について、プリンシプルベースの考え方をまとめた。本留意事項に記載した内容については、全ての金融機関に一律の対応を求めものではないが、金融機関が取引顧客層や地域特性を踏まえ、顧客目線に立ち、継続的に創意・工夫を積み重ねていただくことが重要である。
- 「外国人顧客対応にかかる取組事例」は、各金融機関における外国人顧客対応にかかる取組みを深化させるとともに、銀行業界全体の取組水準を向上させていくことが必要であるとの認識の下、各金融機関が取り組んできた好事例を取りまとめた。記載の内容を参考にして、創意・工夫を凝らした取組みを進めていただくよう、お願いしたい。
- 金融庁としては、業界団体及び各金融機関自らが、外国人顧客の利便性向上に向けて、現場においてどのような顧客ニーズや課題があるのかを把握・確認し、それらを踏まえて、どのような取組みが必要であるかを継続的に検討するなど、PDCAを回していただくよう、期待している。引き続き、ご尽力をお願いしたい。

## 5. 経営者保証に依存しない融資の促進

- 6月30日、民間金融機関における「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績を公表した。
- 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合等は、改善傾向が継続している。
- 一方、金融機関によっては、2020年度は、実質無利子・無担保融資（ゼロゼロ融資）を始めとした信用保証協会の保証付融資の増加が、無保証融資割合の改善につながったと考えられるところ、保証付融資以外のプロパー融資も含め、引き続き、経営者保証に依存しない融資の一層の促進に取り組んでいただき、2021年度も、無保証融資割合等が改善されるよう努めていただきたい。
- なお、金融機関の取組みとしては、
  - ・ 経営方針として、原則、経営者保証を徴求しないことを定めている、
  - ・ 従来、無保証の場合には、すべて本部に稟議を申請させる体制としていたところ、営業店専決で決定できるよう変更し、営業店の自発的な判断を慫慂しているといった事例が確認されている。
- 一方、経営者保証ガイドラインの活用に当たり、
  - ・ 担当者の目利き力の向上や、
  - ・ 保証徴求を当たり前と考える営業現場の意識改革
  - ・ 3要件を満たさない場合であっても経営者保証を求めない取組みの推進等を課題とする金融機関もあり、依然として改善の余地は残されていると認識している。
- 金融庁としても、引き続き、こうした個別の金融機関の取組状況等をフォローするほか、組織的な取組事例の収集・公表等を通じ、金融機関における経営者保証に依存しない融資等の一層の促進を後押ししてまいりたい。

## 6. 契約・決済データ連携（ZEDI 利活用・次世代取引基盤）について

- 6月18日、全銀 EDI システム（ZEDI）の利活用等を通じて、企業間取引事務のデジタル化に取り組むことが、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」として閣議決定された。
- 今回の取組みは、2023年10月のインボイス制度導入（それに対応した電子インボイスの普及）を契機として、契約から請求・決済に至る企業間取引における一連の事務フローについて、データ連携により効率化を図ろうとするもの。
- このうち決済領域においては、インフラとして ZEDI の活用が想定されている。ZEDI については、2018 年末に全銀システムのオーバーレイシステムとして稼働したものの、足許での利用状況は低調であるところ、産業界・金融界における取組みを通じて、その利活用促進を図ってまいりたい。
- 具体的な取組みについては、今後、デジタル庁や経済産業省と連携しつつ、金融機関の意見も踏まえながら検討していくことを想定しており、協力をお願いしたい。

【参考】 デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年6月18日閣議決定）（抜粋）

第2部 デジタル社会の形成 に向けた基本的な施策

2. 徹底した UI・UX の改善と国民向けサービスの実現

(10) 相互連携分野のデジタル化の推進等による経済社会のデジタル化

① 相互連携分野のデジタル化の推進

イ 契約・決済

電子インボイスの普及に合わせて、企業間取引の即時・多頻度の契約とそれを支える決済について、企業の会計処理に係る効率性を向上させるため、ワンストップ化するために必要なデータ標準等を実証を通じて整備するとともに、全銀 EDI システム（※）の利活用に向けた産業界・金融界等の取組を推進する。

また、中長期を見据えて、電子受発注システムの普及促進等による中小企業の生産性向上、資金決済システムの高度化・効率化など、契約・決済に関連する検討全体を俯瞰して全体のアーキテクチャを描いた上で、それを実現するための標準仕様の整備等に向け官民で連携して取り組む。

（※）支払企業から受取企業に総合振込を行うときに、支払通知番号・請求書番号など、様々な EDI 情報の添付を可能とするシステム。

【参考】経済財政運営と改革の基本方針 2021（令和3年6月18日閣議決定）（抜粋）  
第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～4つの原動力と基盤づくり～

## 2. 官民挙げたデジタル化の加速

### （2）民間部門におけるDXの加速

- ・（略）こうした基盤整備を追い風に、地方における中小企業も含めて非対面型ビジネスモデルへの変革や新産業モデルを創出する。このため、企業全体で取り組むデジタル投資を税制により支援し、特に中小企業においては、IT導入サポートを拡充し、そのDX推進を大胆に加速するほか、標準化された電子インボイスや、金融機関による支援等も通じた中小企業共通EDI（※）等の普及促進を図る。また、物流DXや標準化等を通じて、サプライチェーン全体の徹底した最適化を図る。加えて、AI、IoTやビッグデータを活用し、新たな付加価値を創造していく。例えば、無人自動運転等の先進MaaSを始めとするConnected Industriesを構築する。

（※）Electronic Data Interchangeの略称。2023年10月のインボイス制度への移行、2024年1月のISDNサービス終了が迫る中、中小企業における普及促進が期待される。

## 7. 後見制度支援預貯金・後見制度支援信託導入状況に関するアンケート調査

### 結果の公表等について

- 「後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の各金融機関への導入状況」について、令和3年4月にアンケート調査を実施し、その結果を同年7月30日に公表した。
- アンケート調査の結果、全体では個人預貯金残高ベースの割合でKPI(50%)を上回る約65%が導入済となっており、導入に向けた取組みが進んでいると認識している。（昨年同期：約56%）
- 成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とする観点から、導入に向けた前向きな検討を進めていただくとともに、導入済の金融機関におかれても、高齢者等のニーズに適切に対応した金融サービスの提供に向けた取組みを継続していただきたい。
- また、「成年後見制度基本計画見直し」に関して8月4日に中間とりまとめが公表された。同とりまとめにおいては、本人以外から預金取引の申出を受けた際、本人の権利擁護の観点から、取引の必要性や利便性ととも権利侵害の防止も重視して対応することが期待される旨、記載された。

- 金融機関におかれては、このような申出に対し円滑に対応できるよう、厚生労働省が運用する「成年後見制度利用促進ポータルサイト」を活用する等、顧客対応を行う営業店職員への周知を通じて、成年後見制度の理解を促進していただきたい。

## 8. 外貨建て保険の販売について

- 業界の取組強化などによって苦情発生率は減少傾向にあるものの、引き続き高水準であったことから、昨事務年度は、生命保険会社に対して、金融機関代理店に対する指導・管理の状況をモニタリングするとともに、銀行側の取組みについても実態把握のアンケートなどを実施した。
- その結果、銀行業界の主な課題として、
  - ・ 新商品導入時の保険募集人への研修について、その受講状況・理解状況の管理が十分でない銀行もあったこと、
  - ・ 募集に当たっての適合性判断について、その判断基準や適合性が認められない場合の対応方法を具体的に設定していない銀行もあったこと、
  - ・ 販売後のアフターフォローに関し、昨年4月の生命保険協会のガイドライン改正を受けた社内規程等の改正や、顧客に解約返戻金の時価情報を提供すべく、システム導入等で保険会社との情報共有が進んでいるが、こうした点に未対応であったり、活用が限定的な銀行もあったことなどが挙げられる。
- こうした点について、金融庁では今事務年度も引き続きフォローアップを行っていく予定。また、保険会社に対しては、顧客本位の保険営業を実現する観点から金融機関代理店と協議を行うよう求めており、各金融機関におかれても対応をお願いしたい。

## 9. 「経済財政運営と改革の基本方針 2021」等を踏まえた兼業・副業の普及・促進について

- 先般の「経済財政運営と改革の基本方針 2021」等において、「副業・兼業

の促進に関するガイドライン」の周知や取組事例の横展開など、多様な働き方の実現に向け、引き続き、兼業・副業の普及・促進に向けた取組みを進めていくこととしているところ。

- 多様な働き方や新しい働き方を希望する職員のニーズに応え、兼業・副業の選択肢を提供することは、職員にとってかけがえのない経験の機会となるだけでなく、金融機関にとっても、人材育成や顧客支援・地域貢献等の観点から有意義な効果が期待されることから、希望する職員が安心して兼業・副業に取り組むことができるよう、環境整備を進めていただくことが重要と考えている。
- 金融庁においては、6月23日、貴協会に対し、会員金融機関への周知をお願いする文書を発出させていただいた。その他、7月1日に発刊した広報誌のアクセスFSAにおいて、赤澤副大臣からのメッセージを掲載して発信し、本文書に関連した取組みを行っている。
- ついては、発出した文書や広報誌等を確認いただき、各金融機関の職員が兼業・副業を希望する場合に備え、兼業・副業を可能とする就業規則等を含む環境整備に向けた取組みを進めていただくようお願いしたい。

## 10. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

### 《FATF 第四次対日審査の公表等について》

- FATFによる第4次対日相互審査について、本年8月に報告書が公表される見込みである。審査団による指摘は、5年間のフォローアップの中で官民が連携して対応していく必要があるということであり、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与体制の高度化への取組みに協力いただきたい。

### 《丁寧な顧客対応について》

- 昨年10月、継続的顧客管理における顧客情報の更新に際して、顧客から苦情が寄せられる事例が複数見受けられたことから、丁寧な顧客対応をお願いさせていただいている。しかしながら、顧客対応が原因となってトラブルに発展した事例が複数あると聞いており、引き続き、丁寧な対応を行ってい

ただきたい。

#### 11. 顧客本位の業務運営について

- 金融庁では、主要な販売会社とのモニタリング等を通じて把握された現状課題や、金融機関等の顧客に対する意識調査結果、当庁の顧客本位定着の一層の推進に向けた取組みを取りまとめ、6月30日に「顧客本位の業務運営のモニタリング結果」として公表した。
- 今回のレポートでは、リスク性金融商品販売の動向、顧客側の意識・行動、販売側の体制に関する現状等を記した上で、今後の課題として、①顧客本位の業務運営に関する取組方針を実現するための各金融事業者の経営戦略、②長期分散投資の実現に向けた提案プロセスの改善、③金融庁による「見える化」や情報提供の改善、等をポイントに挙げた。
- 今後、把握された課題等を踏まえ、金融事業者との対話・モニタリングを継続し、顧客本位の実現に向けた動きを一層促したい。

#### 12. LIBORの公表停止に向けた対応について

- LIBORについては、米ドルの一部テナー（期間）を除き、2021年12月末に公表が停止されることが確定している。12月末までは残り半年、さらには日本円金利指標に関する検討委員会が公表した本邦移行計画における既存契約の顕著な削減目標時期である9月末までは3か月を切っている。
- 円LIBORからの秩序ある移行を進めるためには、円LIBOR参照契約を、代替金利指標への「移行」、あるいは「フォールバック」条項の導入によって着実に削減することが重要である。
- 金融庁としては、日本銀行とも連携して、金融機関におけるLIBORからの移行の進捗状況及び顧客対応状況について、しっかりと確認していく。

### 13. サステナブルファイナンスについて

- カーボンニュートラルに向けた世界的な取組みが進む中で、国内外の資金が脱炭素化等に向けた企業の適切な取組みに活用されるよう、金融機関や金融資本市場の有効な機能発揮が重要。こうした観点から、昨年 12 月に「サステナブルファイナンス有識者会議」を設置し、6月、報告書を公表。
- 報告書には、「企業開示の充実」、「市場機能の発揮」、「金融機関の投融資先支援とリスク管理」として、気候変動開示の質と量の充実、ESG 関連債に関する情報プラットフォームの整備などの様々な提言が盛り込まれている。また、6月に策定された政府の成長戦略と骨太の方針においても、「グリーン国際金融センターの実現」を目指すこと等が盛り込まれている。
- 主要行においては、わが国を代表する金融機関として、
  - ・ 将来の気温上昇等によるビジネス戦略や財務上の影響を評価するなど、的確なリスク管理を行い、
  - ・ 併せて、今後、顧客企業の間でも積極的に対話を進め、企業の気候変動対応・新たな機会の創出等に貢献していただくことなどが重要。
- 気候変動のリスク管理については、有識者会議でも提言されているとおり、長期にわたり、潜在的な影響が大きい一方、将来の政策や社会経済要素による不確実性も高いという特性を踏まえて、一般にシナリオ分析の実施が有効と考えられている。
- 既に、金融庁及び日本銀行において、3メガバンク・大手損保3グループから国際的な金融当局のネットワークである NGFS (※) が策定する共通シナリオを用いたシナリオ分析のパイロットエクセサイズを開始したところ。
- その他の銀行についても、シナリオ分析を今後どのように広げていくか検討していくが、グローバルに活動をしている金融機関におかれては、国際動向も踏まえた我が国における気候変動に係るシナリオ分析の高度化への貢献をお願いしたい。

(※) The Network of Central Banks and Supervisors for Greening the Financial System :  
気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク

#### 14. 資産運用の高度化について

- 国民の資産の増大のため、資産運用会社だけでなく、販売会社なども含めた「インベストメントチェーン」全体の高度化が必須。
  - ⇒ 「インベストメントチェーン」全体の高度化のための課題や対応策を整理し、今後の対話の方向性を明らかにした「資産運用業高度化プロGRESSレポート 2021」を昨年に続き、6月25日に公表。
- レポートでは、以下について紹介。
  - ・ 資産運用会社の顧客利益の観点からの高度化に向けた取組み
  - ・ 公募投信、私募投信、ファンドラップについて、パフォーマンスやコストの「見える化」
  - ・ サステナブルファイナンス有識者会議でも提言のあった、いわゆる「ESG投信」のあり方についての情報開示の課題等
- 金融グループ親会社は、資産運用子会社の独立性を確保するとともに、グループ内連携や機能集約にリーダーシップを発揮することにより、運用ノウハウの活用や業務の効率化を実現し、グループの運用力強化に繋げることが期待される。

#### 15. G20の動向等について

- 7月9日から10日にかけてイタリア・ベネチアにて、久々に対面でG20財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。同会議で取り上げられた主要な論点のうち、気候変動、コロナ禍に得られた教訓、LIBORからの移行、について紹介したい。
- まず気候変動に関しては、FSBから3つの報告書が提出され、会議後に公表されたG20財務大臣中銀総裁の共同声明において、これらの議論への期待と歓迎が示されている。
- FSBからの3つの報告書は、具体的には、
  - 一つ目として、気候関連開示の推進に向けた報告書であり、これはTCFD提

言を基礎として、グローバルに一貫した比較可能な気候関連開示を推進することを目指している、

二つ目として、金融機関の気候リスクへのエクスポージャーに関するデータなど、気候関連金融リスクを評価するにあたってのデータの特定とデータギャップへの対処、

三つ目として、今申し上げた情報開示、データに加え、脆弱性分析、規制監督上のアプローチの4つの分野について、今後複数年の気候関連金融リスクに関するFSBや基準設定主体等の取組みを整理したロードマップ、

について取りまとめている。

- この他、G20SFWG（サステナブルファイナンス作業部会）も資金動員・リスク管理の両側面をカバーする広範なロードマップを本年10月のG20に提出すべく取組みを進めている。
- 次の論点として、FSBからG20へは、コロナ禍を通じて金融安定の観点から得られたこれまでの教訓に関する中間報告書が提出されている。同報告書は資本・流動性バッファの機能やノンバンク金融仲介（NBFII）については更なる検討が必要であるとしている。今後、FSBは10月に最終報告書を取りまとめることが予定されている。
- 最後に、今回のG20でも、本年末までのLIBORから代替金利指標への秩序立った移行が重要であるという認識が再確認された。FSBからはLIBOR移行に関する進捗報告書が公表されており、市場参加者に対して対応を加速するよう求めている。引き続き、本邦検討委員会の策定した移行計画および、各通貨の母国当局又は検討体が定めたタイムラインやガイダンスに沿った対応をお願いしたい。
- つづいて、グローバル・ステーブルコインや中央銀行デジタル通貨（CBDC）に関する国際的な議論の状況について、紹介したい。
- まず、グローバル・ステーブルコインについては、7月のG20では、必要な規制監督上の要件を満たすまではサービスを開始すべきではないという、2019年10月に日本議長下のG20で合意された考え方が維持された。

○ 次に、CBDC については国際的な議論が精力的に行われている。CPMI 及び BIS、IMF、世銀から7月のG20へ、CBDCのクロスボーダー利用に関する報告書が提出された。また、6月のG7では、昨年10月のデジタル・ペイメントに関する声明で示された透明性、法の支配、健全な経済ガバナンスの重要性が再確認され、年後半へ向けてCBDCに関する共通原則をとりまとめていく予定である。

(以上)